

審議会による調停について

1 経 過

- (1) 平成 9 年 3 月に旧条例（京都市消費者保護条例）を改正
審議会によるあっせん・調停制度を創設。対象は製造物責任に関するものに限る。
- (2) 平成 17 年 3 月に京都市消費生活条例へ全面改正（10 月施行）
審議会の答申を踏まえ、調停の対象を製造物責任に関するもの以外にも拡大。

※ 答申の内容（審議会における調停案件の拡充）

契約に係るトラブルが大きな比率を占めていることを踏まえ、審議会への調停の対象を現行条例（第 16 条）に規定している製造物責任に係る調停以外にも拡大する必要がある。

2 調停の対象となる案件

相談者から調停の申出があった場合で、市長が必要と認める場合*。（条例第 28 条）



相談員によるあっせんが不調に終わった案件であることが前提

※ 市長が必要と認める場合

- ・ 事業者の不適正な取引行為が認められる場合で、かつ、相談者の主張が社会通念上妥当であると認められるもの
- ・ 当該案件が、広く市民の消費生活に著しい影響が生じ、又は生じるおそれがあるもの

3 調停事務の方法

調停の具体的な手続きについて検討し、マニュアル化する。